

○八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付要綱

制定 平成 31 年 3 月 25 日告示第 70 号

改正 令和 2 年 3 月 24 日告示第 85 号

令和 4 年 3 月 25 日告示第 84 号

令和 7 年 3 月 26 日告示第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震等による危険コンクリートブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止することで市民の生命及び身体を保護するため、危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路沿道等 市長が別に定める避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地（避難地境界に接する部分に限る。）をいう。
- (2) コンクリートブロック塀等 避難路沿道等に面して設置されたコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀をいう。
- (3) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等のうち、市長が別に定める基準で危険と判断したものをいう。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、危険コンクリートブロック塀等の全部又は一部の撤去とする。

- 2 前項に定める一部の撤去は、危険コンクリートブロック塀等の一部を撤去することによりその危険がなくなる場合に限る。

(補助対象者)

第 4 条 補助金は、危険コンクリートブロック塀等を所有する者（以下「補助対象者」という。）に対して交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とはならない。

- (1) 当該危険コンクリートブロック塀等が設置されている敷地で、既にこの

要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者

(2) 自己が所有するものを自ら撤去する者

(3) 当該危険コンクリートブロック塀等を所有する法人その他の団体

2 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る撤去工事を行った者に委任することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業を遂行するために要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は撤去する危険コンクリートブロック塀等の面積1平方メートル当たり6,000円で算出した額のうちいずれか少ない額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書

(2) 撤去する危険コンクリートブロック塀等に関する図面

(3) 土地又は建築物の登記事項証明書その他の当該土地又は建築物の所有者であることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 当該危険コンクリートブロック塀等の所有者が複数いる場合は、共有者の同意を得て、同意書を提出するものとする。

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
- (6) 危険コンクリートブロック塀等の撤去後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路又はがけの上に塀又は門柱を建築しないこと。

（決定通知書）

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

（変更承認申請書等）

第10条 規則第8条の承認を受けようとするときは、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第11条 第8条第4号に規定する報告は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業遅延等報告書（第5号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により、補助対象者に指示するものとする。

（実績報告書等）

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助事業の遂行状況の写真
- (3) 補助事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第2項の規定により補助金の請求及び受領を撤去工事を行った者に委任するときは、前項第2号から第4号までの書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる領収書の写しに代えて、当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- (2) 代理受領委任届出書（第8号様式）

4 規則第12条第1項前段の規定による報告は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の1月31日までにしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（確定通知書）

第13条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（第9号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付請求書（第10号様式）によるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(規則附則第4項の適用除外)

- 3 規則附則第4項の規定は、第8号様式について適用しない。

附 則 (令和2年告示第85号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第84号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和7年告示第101号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条第 1 項）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業年度 年度
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 交付申請額 円
算出基礎
- 5 経費所要額 円
- 6 補助事業の着手及び完了の予定期日
着手 年 月 日 完了 年 月 日
- 7 添付書類
 - (1) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書
 - (2) 撤去する危険コンクリートブロック塀等に関する図面
 - (3) 土地又は建築物の登記事項証明書その他の当該土地又は建築物の所有者を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第9条）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けで申請のあった 年度八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
- (6) 危険コンクリートブロック塀等の撤去後に建築基準法第42条第2項に規定する道路又はがけの上に塀又は門柱を建築しないこと。

2 申請を却下する。

理由

第3号様式（第10条第1項）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業変更（中止・廃止）

承認申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 事業の変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

第4号様式（第10条第2項）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業変更（中止・廃止）
承認（不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった八千代市危険コンクリートブロック
塀等撤去費補助金の事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり決
定しましたので通知します。

記

1 承認する。

内容

2 承認しない。

理由

第5号様式（第11条第1項）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業遅延等報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市
危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金について、当初の計画どおり実施
することが困難となりましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象の所在地（地名地番）

2 報告事項

☐ 予定期間内に完了しない（完了予定日： 年 月 日）

☐ 補助事業の遂行の困難

☐ その他（ ）

3 理由

指示書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで報告のあった八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金の事業遅延等については，八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により下記のとおり指示します。

記

指示内容

第7号様式（第12条第1項）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

報告者 氏 名

電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金について、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業に要した経費の総額 円

3 交付決定を受けた補助金の額 円

4 添付書類

(1)補助事業に係る契約書及び領収書の写し

(2)補助事業の遂行状況の写真

(3)補助事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書

(4)その他市長が必要と認める書類

第 8 号様式（第 1 2 条第 3 項）

代理受領委任届出書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

届出者 氏 名 ⑩

電話番号

私は下記の者に、 年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付
決定を受けた八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金の請求及
び受領に関する一切の権限を委任することを届け出ます。

記

委任される者

- 1 事業者の所在地
- 2 事業者名
- 3 代表者名

上記届出に基づく権限の委任を届出者から受けることに同意します。

事業者（受任者）

事業者の所在地

事業者名

代表者名

電話番号

第9号様式（第13条）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けで実績報告のあった 年度八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第 1 0 号様式（第 1 4 条）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

請求者 氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金 融 機 関	
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
（フリガナ） 口 座 名 義	